



河川の氾濫や洪水に警戒を

問合せ先

危機管理室
☎072・433・7392

これから雨の多い季節を迎えます。集中豪雨など大雨による河川氾濫、洪水などの水害が発生しやすい時期です。
市では、災害発生時の危険が高まった場合、避難情報などを発信し、ご自身や家族の身を守るための行動を呼びかけます。
「百年に一度は明日かも知れない」という気持ちで、確実に避難行動が取れるよう備えましょう。

危険な場所の確認を！

確実な避難行動のためにも、まず自宅や普段生活する場所に、どのような災害の危険があるのかを確認しましょう。
津田川・近木川・見出川の大雨による洪水リスクや、大阪府が指定している土砂災害警戒区域・特別警戒区域などを示した土砂災害・洪水ハザードマップを掲載しています。



ハザードマップ

避難場所・避難経路は事前に確認

安全な避難をするために、避難場所、避難経路は事前に確認しておきましょう。
安全な場所にいるかたは、避難の必要はありません。

防災情報の入手方法

■防災情報メール
大雨・洪水警報、地震情報や災害発生時の避難指示などの防災情報を携帯電話にメール配信します。登録は無料ですが、通信料は必要です。
登録方法
touroku@saka-bousai.net
または二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。



大阪府のホームページ

【河川や土砂災害の防災情報】
http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html
【気象庁ホームページ】
http://www.jma.go.jp/



■新型コロナウイルス感染症を避けるため、災害の危険が少ない知人・親せき宅への避難も検討しましょう。
■家族が離れている時の連絡方法を決めておきましょう。

大雨や台風が近づいたら、気象情報や河川情報に注意

■水害の発生前に避難行動をとるためには、雨量などの気象情報や近くを流れる河川の水位情報を把握することが重要です。
■浸水後の避難は危険です。早めに避難しましょう。
■避難所へ移動するときは、検温を行い、できるだけマスクを着用し行動しましょう。

■浸水が始まっている場合や激しい降雨で移動するのが危険な場合は、自宅の2階以上の部屋(垂直避難)や崖から離れた部屋へ移動するなど、被害を避ける最小限の行動に努めましょう。

防犯対策メールに登録しましょう

子どもを犯罪などの危険から守るためには、いつでもどこでどんなことが起きているのか知ることが大切です。登録者が同じ情報をいち早く共有し、子どもの安全を見守りましょう。
■こあらメール
市内で発生した、子どもに危害がおよぶおそれのある状況や事件情報などを、携帯電話やパソコンにメールで配信しています。登録は無料(通信料は自己負担)携帯電話での登録方法
kouran@pref-sa.smart1gov.jp
(下記二次元コード)に空メールを送信するとメールが返信されるので、案内に沿って登録パソコンでの登録方法
https://www-sa.smart1gov.jp/user/manage/kairizuka



Android



iphone

今回の訓練は、国民保護情報の伝達を目的とした訓練です。緊急情報を市民のみなさんに伝達する体制を

5月は宅地防災月間です

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには人命にもかかわることがあります。造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。宅地災害を未然に防止するため、次のような点について自宅周辺を点検し、必要であれば早急に適切な処置をお願いします。
①石垣、よう壁などに亀裂などは入っていないか、割れ目から地下水がしみ出していないか。
②石垣、よう壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか。
③地盤は沈下していないか。
④排水のための溝に泥などがつまっていないか。
大阪府建築指導室が発行している「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」には、点検方法など具体的に記載しています。マニュアルは大阪府建築指導室ホームページに掲載していますのでご利用ください。
問合せ先 府建築指導室審査指導課 ☎06-6210-9722
市まちづくり課 ☎072-433-7211

公園墓地(三ヶ山)無料小型バス運行

公園墓地行きの無料小型バスを運行しますので、参拝にご利用ください。
運行日 5月18日(水)、6月7日(火)
運行区間 水間観音駅⇄公園墓地管理事務所前
問合せ先 市民課 ☎072-433-7280
公園墓地管理事務所 ☎072-447-2296
※運行当日、荒天の場合は運休の可能性がります。市代表 ☎072-423-2151 で必ずご確認ください。

<運行時刻表>

水間観音駅発	公園墓地発
9:10	10:00
10:10	10:55
11:05	11:55
12:05	12:55

災害時などの避難所が一部変更

新庁舎の供用開始に伴い、一部の避難所が変更になります。新たに福祉避難所となる「老人福祉センター」は、地震などによる長期的な避難が必要となる場合に開設する避難所です。台風や大雨時の避難所としては開設しません。小学校の体育館など市が開設する最寄りの避難所をご利用ください。

市民福祉センター(5月5日まで)

老人福祉センター(新庁舎4階・5月6日から)
受入対象 要配慮者(市が特定したかた)

※福祉避難所への受入対象は、高齢者および障害者などの要配慮者としていただきますので、対象者以外のかたは、小・中学校などの一般の避難所をご利用ください。

問合せ先 危機管理室 ☎072-433-7392